

※この資料は現時点 (R8. 6. 30) のものであり、
今後、変更する可能性があります

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨による 被災された農家の皆様への支援について

令和8年7月
石川県農林水産部

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨により被災されたすべての皆様に心よりお見舞い申し上げます。

農地や用排水路、農業用施設の被災により、今後の営農に不安をお持ちのことと思いますが、農林水産業の復興なくして能登の復興はありません。

この資料は、被災された農家の皆様が、営農再開に意欲を持って取り組んでいただけるよう、様々な支援策を盛り込んでいます。

ご不明な点がございましたら、相談窓口までお問い合わせください。

《石川県・北陸農政局・JAグループによる現地相談窓口》

※最寄りの窓口までご連絡ください。

○設置場所

・奥能登営農復旧・復興センター

（JAのと本店（穴水町字大町ほの95番地）内） 0120-338-250

・七尾市役所本庁舎（七尾市袖ヶ江町イ部25番地） 0767-53-8005

・志賀町役場本庁舎（羽咋郡志賀町末吉千古1番地1） 0767-32-9221

・石川県珠洲農林事務所（珠洲市野々江町シ-32） 0120-338-760

○受付時間

平日 9:00～17:00

※ご希望者には対面によるご相談にも対応（予約制）

1 地震・豪雨で被害を受けた農地・農業用施設の復旧

現在、被災箇所については、国、県、市町、土地改良区等で確認を行っていますが、被災を確認した場合は、管轄する県農林総合事務所、または市町、土地改良区へお知らせをお願いします。

その際に、場所（どこの田んぼ、水路か）被災の状況（田面がひび割れているのか、田面に堆積している土砂の厚さや流木の量、畦畔崩れているのか、水路が詰まっているかなど）も写真とともにお知らせいただくと、関係機関と情報共有がなされ、速やかな復旧工事につながります。

1 支援内容

1 箇所の復旧工事費が40万円以上の農地や水路、パイプライン、頭首工等の被害の復旧工事費及び用水・排水を応急的に手当てするための工事費

- ・農地：田、畑、牧草地
 - ・農業用施設：水路、パイプライン、農道、ため池、頭首工、用排水機場
- ※農地：現に耕作している、また休耕していても管理していれば対象です
 ※農業用施設：関係受益者が2人以上の施設

2 復旧工事の実施主体

市町、土地改良区

3 復旧工事にかかる農家の負担割合

農地：0% ～ 10%

農業用施設：0% ～ 3%

※市町によって負担割合が異なりますのでお問い合わせください。

事業名：農地・農業用施設災害復旧事業【県・国】
 担 当：石川県農林水産部 農業基盤課

【農業者自らによる復旧】

市町・土地改良区等

2 農地・農業用施設を自分で復旧したい（直営施工）

災害復旧工事において、農地や農業用施設の比較的軽微な土砂撤去作業等を、農家等が自ら復旧工事を施工（直営施工方式）し、その作業費を市町から受けるものです。

1 事業実施の流れ

- ① 農家等は、直営施工で実施したい内容（場所、作業内容、作業期間など）を奥能登営農復旧・復興センターに相談します。
- ② センターは、農家等から詳細を聞きとり、市町と連携し作業内容案を作成します。（災害復旧事業の対象か確認、金額算出、重機リースの調整など）
- ③ 農家等は、作業内容案を確認し、集落代表者等の地域関係者と情報共有するよう努め、市町へ申請書を提出します。
- ④ 市町は、申請内容が適切である場合は、承認し、農家と契約を取り交わします。
- ⑤ 農家等は、堆積土砂撤去や水路土砂撤去などの工事を実施します。
 - ・ 着工前、施工状況、完成写真が必要
 - ・ 流木・雑物除去等は数量のわかる写真が必要
 - ・ 作業管理等に不明な点がある場合は、センターまで相談ください
- ⑥ 作業完了後、写真や書類を整理の上、市町に報告書及び請求書を提出します。
- ⑦ 市町は農家等に費用を支払い、精算します。

2 作業内容の例

- ・ 田面に堆積した土砂撤去、流木・雑物除去、田面整地、残渣処理等
- ・ 水路内の土砂撤去等

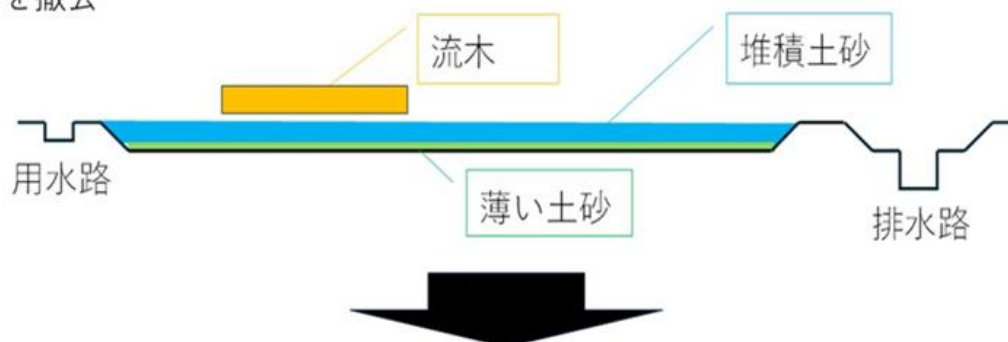
事業名：農地・農業用施設災害復旧事業【県・国】
担 当：石川県農林水産部 農業基盤課

農業者自らの復旧(災害復旧事業 直営施工方式)

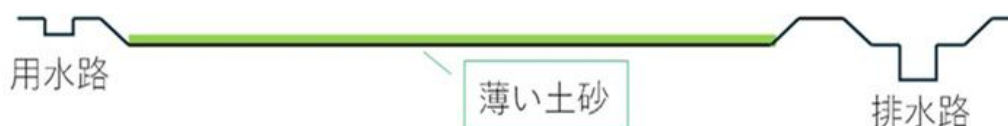
災害復旧事業において、農家等が自ら行う土砂撤去等の比較的軽微な復旧工事(直営施工方式)について支援します

1. 直営施工のイメージ 【例：刈り取り済みほ場の土砂撤去】

建設業者が、流木撤去、表土を保護する観点から田面から3～5cm上までの土砂を撤去



農家等が、自ら薄い土砂をすき込み・整地 41,000円/10a



田面に堆積した土砂の撤去以外にも、水路内の土砂撤去なども直営施工で取り組むことが可能です

標準単価の例（作業に応じて様々な単価を設定します）

モ7農作物細断・トラクタ耕起 52,000円/10a

人力流木除去（流木量小） 8,120円/10a

※重機の輸送費は別途計上可能

2. 問い合わせ

- ・直営施工に関する相談は、「奥能登営農復旧・復興センター」（JAのと本店1階：電話0768-52-3805）までご連絡ください
- ・農家等は事業主体（市町）と作業委託契約を行います（契約にあたりセンターがサポートします）

【農業者自らによる復旧】

集 落 組 織

3 農地や農業用水路などの小規模な修理に取り組みたい ①

(多面的機能支払交付金 対象地区)

1 支援内容

(1) 対象施設

多面的機能支払交付金を活用している活動組織（農家等の組織する団体）が活動計画書に位置付けて保全管理する区域内的の農地や農業用施設（水路・農道・ため池等）

(2) 支援対象経費

農家等による被災1か所あたり40万円未満の簡易な修繕にかかる経費（資材費、リース代、労務費等）

※地区内に40万円未満の被災箇所が複数ある場合も交付額の範囲内で対象

※国の災害復旧事業の対象外となる場合は、40万円を越える修繕も対象

2 支援対象者

多面的機能支払交付金の活動組織

3 支援対象者の負担割合

負担なし（国1／2、県1／4、市町1／4）

※ 取組面積に応じた交付額の範囲内で地元負担なし

4 必要書類

領収書等の支払関係書類

事業名：多面的機能支払事業【県】
多面的機能支払交付金【国】
担 当：石川県農林水産部 里山振興室

【農業者自らによる復旧】

集 落 組 織

3 農地や農業用水路などの小規模な修理に取り組みたい ②

(中山間地域等直接支払交付金 対象地区)

1 支援内容

(1) 対象施設

中山間地域等直接支払制度を活用している集落協定組織（農家等の組織する団体）が協定書に位置付けて保全管理する区域内的の農地や農業用施設（水路・農道・ため池 等）及び共同利用施設（活動組織が運営する倉庫や直売所）

(2) 支援対象経費

農家等による被災 1 か所あたり 40 万円未満の簡易な修繕にかかる経費（資材費、リース代、労務費 等）

※地区内に 40 万円未満の被災箇所が複数ある場合も交付額の範囲内で対象

※国の災害復旧事業の対象外となる場合は、40 万円を越える修繕も対象

2 支援対象者

中山間地域等直接支払交付金の活動組織

3 支援対象者の負担割合

負担なし（国 1／2、県 1／4、市町 1／4）

※ 取組面積に応じた交付額の範囲内で地元負担なし

4 必要書類

領収書等の支払関係書類

事業名：中山間地域等直接支払事業【県】
中山間地域等直接支払交付金【国】
担 当：石川県農林水産部 里山振興室

【農業者自らによる復旧】

集 落 組 織

3 農地や農業用水路などの小規模な修理に取り組みたい ③

(多面的機能、中山間支払の対象外の地域)

1 支援内容

(1) 対象施設

農地や農業用施設（水路・農道・ため池 等）

(2) 支援対象経費

農家等による被災 1 か所あたり 40 万円未満の簡易な修繕にかかる経費（資材費、リース代、労務費 等）

※地区内に 40 万円未満の被災箇所が複数ある場合も交付額の範囲内で対象

2 支援対象者

市町、土地改良区、町会、生産組合、農業者 等

※多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業の対象地域も活用可能

3 支援対象者の負担割合

事業費の 1 / 4 （県 3 / 4）

※市町によって負担割合が異なることがありますので、お問い合わせください。

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真
- ・令和 6 年 1 月 1 日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象。その際、領収書等の支払関係書類

事業名：農地等手づくり復旧支援事業【県】
担 当：石川県農林水産部 里山振興室

4 地域ぐるみで行う営農環境整備や営農再開・継続の支援

1 支援内容

大規模農家と中小農家、地域住民が連携し、地域ぐるみで営農環境を整え、農業を再開・継続する取り組みに対して支援します。

<事業の概要>

地域において営農環境を維持したり、農業を継続するためには、どんな活動が必要となるかを地域の皆さんで話し合っていただき、その結果に基づき地域ぐるみで行う活動が支援の対象となります。

<補助対象面積>

営農環境の維持に取り組む農地の面積

※地域計画に記載された農地面積が上限

※原則、田のみが対象

<補助対象経費>

地域の合意に基づき行う、営農環境の維持や、営農の再開・継続の取組に係る費用（他の交付金等との重複支援は不可）

<補助上限>

活動面積 10a あたり 3 万円（活動に要する費用を上限とする）

2 支援対象者

奥能登 2 市 2 町において、営農環境維持や営農再開・継続に向けて一体となって取り組む地域

3 問合せ先

奥能登営農復旧・復興センター (0768-52-3805)

農林水産部農業経営戦略課 (076-225-1633)

事業名：営農再開・継続支援事業

担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

今後の地域農業のことを 地域の皆さんで話し合ってみませんか？ 営農再開・継続支援事業のご案内

大規模農家と中小零細農家、地域住民が連携し、地域ぐるみで営農環境を整え、農業を再開・継続する取組を実践する地域に対して、**10aあたり3.0万円を交付**します

STEP 1

地域の話し合い



草刈り等の環境維持や営農活動を今後も継続するために必要な活動を話し合ってください。

STEP 2 取組の実践

① 営農環境維持 ② 営農再開・継続



草刈りの省力化や、用水の確保が難しい水田での大麦栽培など、話し合いで決めた①②の活動を実践する地域を支援

※話し合いで合意した内容を地域計画に反映することが必要。

補助対象面積

・営農環境の維持に取り組む農地面積

※地域計画に記載の農地面積を上限とする ※原則、田のみを対象とする

補助対象経費

・地域の合意に基づき行う営農環境の維持、営農の再開・継続の取組に係る費用に幅広く活用できます。

※多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、営農環境整備支援事業などの他の事業との重複支援は不可

※着手済みの経費についても、適正と認められる場合には、令和7年4月1日まで遡及適用

地域の話し合いからサポートしますので、
地域の代表者を通じて下記までお問合せください。

■ 奥能登営農復旧・復興センター：0768-52-3805

■ 石川県農林水産部農業経営戦略課：076-225-1633

5 農地・農業用施設の復旧とあわせ、農地集積や区画拡大したい

1 支援内容

(1) 対象施設

- ・ 農地・農業用施設（農業用水路、農道 等）

(2) 支援対象経費、条件

- ・ 地域内の農地集積を計画的に実施するための区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備
- ・ 事業費200万円以上、受益者2者以上

2 支援対象者

市町、土地改良区、農業法人

3 農家の負担割合

0% ～ 36% （国50（55）%、県14%）

※市町によって負担割合が異なりますのでお問い合わせください。

事業名：農村総合整備事業（条件改善型）【県】
農地耕作条件改善事業【国】

担 当：石川県農林水産部 農業基盤課

6 水路等の復旧とあわせ、被災していない水路、農業用ため池の取水施設等も整備したい

1 支援内容

(1) 対象施設

- ・ 農業用水路、用水機場、農業用ため池 等

(2) 支援対象経費、条件

- ・ 農業用排水路、用水機場等の長寿命化のための整備にかかる費用
- ・ 農業用ため池の豪雨・地震等の対策をするための整備にかかる費用
- ・ 事業費200万円以上、受益者2者以上

2 支援対象者

市町、土地改良区

3 農家の負担割合

0% ～ 36% (国50(55)%, 県14%)

※市町によって負担割合が異なりますのでお問い合わせください。

事業名：農村総合整備（条件改善型）【県】
農業水路等長寿命化防災減災事業【国】
担 当：石川県農林水産部 農業基盤課

7 なりわい再建支援補助金

1 支援内容

施設（店舗）、設備（機械）などの復旧費用等

- (1) 資材・工事・設計費、設備調達費。取り壊し、除去費、整地・排土費等も対象となる場合がある
- (2) 業務用の車両やパソコンなどの汎用機器も対象となる場合がある
- (3) 原則、従前の施設・設備と同程度の能力までの修繕(修理)・再取得が対象
ただし、
 - ① 施設の改良（補強）や設備の機能付加・拡充が可能
※ その場合、補助上限は原状回復に要する経費に補助率を乗じた額まで
 - ② 修繕が困難な場合等は、建物の建替・移転、設備の入替が可能
 - ③ 修繕が可能な場合でも、修繕（原状回復）に要する費用を上限として建替や入替が可能

詳しくは、お問い合わせください。

2 支援対象者

中小企業者（個人事業主も対象）等

3 支援対象者の負担割合

中小企業者 1／4、中小企業者以外 1／2（上限15億円）

※ 過去数年以内に被災し、かつ復興途上である等の要件を満たす場合、5億円まで定額補助

4 留意事項

- ・ 補助を受ける施設・設備について保険・共済への加入が必要
※ 小規模企業者は保険・共済加入に代わる取組での代替も可能
- ・ 被災状況が確認できる写真、被災証明書等が必要

5 問い合わせ先

金沢事業者支援センター TEL：0120-867-100

能登事業者支援センター TEL：0120-262-380

事業名：なりわい再建支援補助金【国】
担 当：石川県商工労働部 経営支援課

8 既往債務の負担軽減や運転資金を借りたい

1 支援内容

(1) 既往債務の償還猶予

国から関係金融機関に対し、既往債務の償還猶予の要請を実施

(2) 経営の安定を図るために必要な運転資金

農林漁業セーフティネット資金

- ・貸付限度額：年間経営費等の全額または1, 200万円
- ・償還期限 15年（据置期間3年）
- ・貸付当初5年間の金利負担を軽減（借入金利 1.65～2.35 → 0～0.35%）
- ・実質無担保・無保証

※基準金利はR8.4.1時点（利率は金利情勢によって変動しますので、記載されている利率とは異なる場合があります。）

2 支援対象者

被災した農林漁業者

3 必要書類

被災証明書

4 問い合わせ先

農林漁業セーフティネット資金について

（株）日本政策金融公庫金沢支店

TEL：076-263-6471（代表）

事業名：能登半島地震被害対策資金
担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

9 収入保険・農業共済の支払金が早急に欲しい

1 支援内容

(1) 収入保険

収入保険の補てん金の支払いは、保険期間の終了後になるが、保険期間中であっても、地震など自然災害等により、補てん金の受け取りが見込まれる場合、無利子のつなぎ融資を受けることが可能

(2) 農業共済

共済金の支払いには、損害評価の実施が必要になるが、現地における損害評価が実施できない場合や損害の認定時期が遅れる場合には、仮渡し金を受けとることが可能

※その他、収入保険の保険料の納付期限の延長なども措置されていますので、支援内容についての詳細は「3 問い合わせ先」までご連絡ください。

2 支援対象者

収入保険、農業共済に加入している農家

3 問い合わせ先

石川県農業共済組合

TEL : 076-239-3111

事業名：能登半島地震被害対策資金

担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

10 機械・施設の復旧資金を借りたい

1 支援内容

(1) 農業近代化資金

- ・貸付限度額：個人1, 800万円、法人2億円
- ・償還期限：施設15年以内（措置期間：3～7年以内）
機械7年以内（措置期間：2年以内）
- ・貸付当初5年間の金利負担を軽減（借入金利2.50% → 0.50%）
- ・実質無担保、無保証人
- ・貸付当初5年間の保証料の免除

(2) 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

- ・貸付限度額：個人3億円、法人10億円
- ・償還期限：25年以内（措置期間：10年以内）
- ・貸付当初5年間の金利負担を軽減（借入金利1.65～2.50% → 0～0.50%）
- ・実質無担保、無保証人

(3) 農林漁業施設資金

- ・貸付限度額：負担額の100%又は1施設1, 200万円
- ・償還期限：15年以内（措置期間3年以内）
- ・貸付当初5年間の金利負担を軽減（借入金利1.65～2.50% → 0～0.50%）
- ・実質無担保・無保証人

※記載の基準金利はすべてR8.4.1時点（利率は金利情勢によって変動しますので、記載されている利率とは異なる場合があります。）

2 支援対象者

被災した農家

3 問い合わせ先

農業経営基盤強化資金、農林漁業施設資金について

（株）日本政策金融公庫金沢支店 TEL：076-263-6471

農業近代化資金は、最寄りのJA等の窓口までお問合せください。

事業名：能登半島地震被害対策資金

担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

11 被災した農家を一時的に雇用したい

1 支援内容

農家が、被災した農家を一時的に雇用して研修する場合に助成

＜雇用就農資金（被災農業者向け雇用就農促進支援）＞

助 成 額：1人当たり10万／月（年間120万円）

支援期間：最短1か月～最長2年間

留意事項：・被災農家と3か月以上の雇用契約を締結する

・被災農家は研修終了後も引き続き農業を継続することが見込まれる方

※2027年1月29日まで随時募集

2 支援対象者

被災農家を農業生産や加工販売の業務に従事させ、実践的な研修を実施できる農家

事業名：雇用就農資金【国】

担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

12 被災した農家が、従業員の雇用を維持したい

被災した農家が、従業員を休業させる場合や他の農家等へ研修目的で派遣する場合に必要な経費を支援

※ 経営力の向上を図るための研修等であれば、農業以外の職種に派遣も可能

1 雇用就農資金（次世代経営者育成タイプ）

被災した農家が一時的に従業員を他の農家へ研修生として派遣させる場合、従業員の転居費、住居費、交通費のほか、受入法人への研修負担金（謝金）に対して助成

助 成 額：要した経費を助成（上限10万円／月）

支援期間：最短3か月～最長2年間

事業名：産業雇用安定助成金・雇用就農資金【国】
担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

13 農作業の人手の支援がほしい

1 支援内容

営農継続に向け、被災した農業者（受入農家）に対し、果樹の剪定等の災害ボランティアでは補えない専門技術を要する農作業等の支援が可能な農業者等（農業専門人材）を派遣

現地までの交通費の一部助成

（上限：県内 2,000 円／回、県外 8,000 円／回）

※事業運営の見直しにより、令和 8 年 1 月以降は、専門性が不要と判断される作業は、対象外となります。

（例：環境整備のための草刈り、片付け、運搬等）

※交通費助成の対象は、デイワークを使用した雇用に限ります。

また、助成回数の上限があります。

2 支援対象者

<受入農家>

地震や豪雨からの営農継続に向け、人手不足等により、一時的に農業者等（農業専門人材）の支援が必要な方（奥能登 4 市町に限る）

<農業専門人材>

被災地の農業者を応援したい農業者や農業経験者、営農に必要な技術をお持ちの方

3 相談先

石川県農林水産部 農業経営戦略課

TEL：076-225-1660

事業名：農業人材マッチング促進事業【県】
担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課
（委託先：石川県農業協同組合中央会）

R8年度 専門人材派遣事業

■背景

震災前は、繁忙期のみ地元住民を臨時雇用して営農していた。しかし、避難により従来の人材を確保できなくなったため、作業経験を持つ専門人材の確保が不可欠となっている。

■目的

地域外からの専門人材確保を促進するため、雇用に必要な交通費について一部助成を行う。農業者が将来的に自ら人材を安定的に確保・雇用できる体制へ移行するための支援とする。

■変更点（R7→R8）

デワークを使用した雇用に限定  デワークを使用 賃金を支払う	専門性が必要な作業に限定  機械操作 農作物を直接扱う 目利きが必要	活用に上限を設定  農家 延べ150人 支援者 延べ20回	奥能登地域に限定  輪島市 穴水町 珠洲市 能登町
--	--	---	--

■他事業との比較

事業名	専門人材派遣	いしかわ農林水産業ボランティア (旧：能登農林水産業ボランティア)	能登復興推進隊
担当課	農業経営戦略課	里山振興室	商工労働部労働企画課
活動	・個人の経営に関わること ・専門性が必要な作業 【例：田植え、収穫、剪定など】	・災害復旧に関すること ・地域の共同活動 ・環境整備 【例：簡易な農地等の補修、草刈り、泥上げ等】	・JA所管の作業 【例：選果場、育苗センター、ライスセンター等の作業】
支援対象	奥能登4市町の農業者	中山間地域の農業者、JA	奥能登4市町、中能登5市町を管轄するJA
支援者	デワークを使用し雇用された者 (<u>農業者から賃金を支払う必要あり</u>)	ボランティア	被災地の高齢者・障がい者等 (報酬あり)
支援	交通費一部助成 ※県内2,000円/回、県外8,000円/回	・マッチング支援（いしかわのWa!） ・ボランティア保険加入の支援など	・マッチング支援 (ILAC能登/シルバー人材センター/ななお・なかのと就労支援センター) ・支援者の報酬

デワークの利用開始に時間がかかる方

▶R8年6月末まで、農戦課HPにおいてマッチング支援を実施します。※1,2

奥能登4市町で、ボランティアを依頼したい方

▶デワークを利用してボランティア募集することもできます。※1

中能登5市町の方

▶デワークは全国で利用できる1日農業バイトアプリですので、引き続きご利用可能です※1

※1交通費助成は対象外です

※2農戦課HPマッチングを利用の場合、農業者から支援者への賃金の支払いは行えません。

14 共同活動に係る人手の支援がほしい (いしかわ農林水産業ボランティア)

1 支援内容

中山間地域における、農道や水路の補修などの簡易な復旧作業や、草刈り・泥上げなどの共同活動を支援するボランティアを派遣

2 支援対象者

人手不足等により、共同活動の支援が必要な農家、集落等

※ボランティアの募集は5人程度以上からとなります。集落単位など、まとまった面積でお申し込みください

事業名：いしかわ農林水産業ボランティア【県】

担 当：石川県農林水産部 里山振興室

15 被災した農業用機械を修理・再取得したい

1 支援内容

農業用機械及び生産した農産物の加工用機械の修理・再取得

※ 再取得する機械は、原則、従前に所有していた機械と同程度の能力のもの

○助成対象（例）

トラクター、田植機、コンバイン、穀物乾燥機、等

×助成対象外（例）

・育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車等の補完的器具

・トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等の消耗品

2 支援対象者

地震・豪雨により農業用機械が被災した農家

※市町の被災証明が必要なため、市町に要確認

3 支援対象者の負担割合

事業費の1／10（国5／10、県2／10、市町2／10）

※ 自己負担分については公的融資（無担保・無利子）の対象

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真、被災証明書等
- ・令和6年1月1日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象。その際、見積書や領収書等の支払関係書類
（豪雨による被害の場合は令和6年9月20日以降の取組）

事業名：農業機械再取得等支援事業（農業用機械）【県】

農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）【国】

担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

16 被災した格納庫やハウス等を修理・再整備したい

1 支援内容

農産物の生産・加工に必要な施設の処分（解体、廃材の運搬）
及び修理・再整備

※ 建物に格納された状態で被災した農業機械の撤去費も対象

※ 必要な資材を購入して自ら修繕・再整備する場合を含む

○助成対象（例）

格納庫、農舎、農業用ハウス、加工施設 等

×助成対象外（例）

・店舗や直売所など、販売に関する施設

（店舗兼作業所の場合、店舗の部分は対象外）

・トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等の消耗品

2 支援対象者

地震・豪雨により農業用施設が被災した農家

※市町の被災証明が必要なため、市町に要確認

3 支援対象者の負担割合

事業費の1／10※（国5／10、県2／10、市町2／10）

※ 園芸施設共済加入対象（パイプハウス等）の場合、補助率は異なります
自己負担分については公的融資（無担保・無利子）の対象

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真、被災証明書 等
- ・令和6年1月1日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象。その際、見積書や領収書等の支払関係書類
（豪雨による被害の場合は令和6年9月20日以降の取組）

事業名：農業機械再取得等支援事業（農業用施設）【県】

農地利用効率化等支援交付金（被災農業者支援タイプ）【国】

担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課

17 被災した鳥獣被害防止柵を設置し直したい

1 支援内容

(1) 対象施設

野生鳥獣による農作物被害を防止するための侵入防止柵
(電気柵・ワイヤーメッシュ柵 等)

(2) 支援対象経費

侵入防止柵の資材費

※ただし支援単価には上限額があります。

2 支援対象者

地域協議会

3 支援対象者の負担割合

自主施工の場合：負担なし

業者発注の場合：費用(資材費・設置費)の1/2

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真と被災場所のわかる地図

事業名：鳥獣被害防止総合対策事業【県】
鳥獣被害防止総合対策交付金【国】
担 当：石川県農林水産部 里山振興室

18 水稲から園芸品目に転換したい（産地化を図りたい）

1 支援内容

水田園芸の産地化に向けた取組に要する経費等への助成

- （１）水田園芸の産地づくりのための計画策定に係る経費（技術実証、研修会開催、先進地視察など）
- （２）新たに水田園芸に取り組む農家の栽培に要する経費
- （３）水田園芸の作付面積を拡大する農家への助成

2 支援対象者

- （１）のメニュー JAまたは生産部会
- （２）（３）のメニュー （１）の産地内の農家

3 支援対象者の負担割合

- （１）負担なし（定額補助 50万円以内）
- （２）1／2（補助率 県1／2以内、補助上限15万円／10a）
- （３）負担なし（定額補助 1万円／10a）

4 留意事項

市町・JAとの連携のもと、計画（目標：販売額3千万円増）を策定した産地を対象に3年間支援

事業名：水田園芸推進による農業収益力向上事業【県】
担 当：石川県農林水産部 生産振興課

19 果樹の作付を継続したい

1 支援内容

果樹園の被災に伴う改植や新植などに要する経費への助成

(1) 優良品目・品種への改植や新植

品 目	助成額 (()は新植の場合)
① りんご、なし、柿、ぶどう、桃、びわ、栗、梅、すもも、キウイフルーツ、いちじく	17万円/10a (15万円/10a)
② 加工用ぶどう、りんご(おい化栽培)	33万円/10a (32万円/10a)
③ かんきつ	23万円/10a (21万円/10a)
④ 上記のいずれの場合にも該当しない品目	事業費の1/2以内

(2) 小規模な園地整備

- ・ 園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備
- ・ 防霜ファン、防風ネット等の整備

(3) 未収益期間の栽培管理経費

5.5万円/10a × 4年分(最大) = 22万円/10a

※ 本事業を活用し、農家ごとに、おおむね2a以上を同一年度内に改植・新植した場合が対象

2 支援対象者

農家（ただし、産地計画において担い手と定められた農家）

3 支援対象者の負担割合

- ・ (1) の①～③及び (3) は負担なし（全額国負担）
- ・ (1) の④及び (2) は 事業費の1/2（国1/2）

4 留意事項

産地自らが具体的な目標を定めた「産地計画」の策定が必要

※「産地計画」の策定主体は、産地協議会（農家やJA、行政等で構成）等

事業名：持続的生産強化対策事業【国】

担 当：全国農業協同組合連合会石川県本部 米穀園芸部

21 共同利用施設間で米や苗を輸送したい

1 支援内容

- ① 被災したライスセンターの復旧が間に合わない場合に、周辺のライスセンターにて乾燥調製を行うために必要な輸送経費への助成

※米に限らず、穀類や野菜を共同利用施設間で輸送する場合も対象

- ② 周辺の育苗施設から被災施設へ種苗を融通するために必要な輸送経費への助成

2 支援対象者

JA

3 支援対象者の負担割合

負担なし（補助上限7,000円/t）

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真＋被災証明書 → JA とりまとめ予定
- ・見積書や領収書等の支払関係書類および運行日誌

事業名：営農環境整備支援事業【県】
担 当：石川県農林水産部 生産振興課